

# 告示

## 埼玉県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大里用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			二 退任		
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地	理事	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	田口 英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地	同	田口 英樹	行田市大字持田五千八百四十六番地
同	中田 安雄	熊谷市久保島千六百五十八番地二	同	中田 安雄	熊谷市久保島千六百五十八番地二
同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地	同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地
同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一	同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五	同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五
同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地	同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地	同	小沼 浩之	同 下増田七十九番地
同	大崎 進	同 上中条四百六十番地	同	大崎 進	同 上中条四百六十番地
同	関口 幸一	同 佐谷田三千三百四十七番地	同	関口 幸一	同 佐谷田三千三百四十七番地
同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地	同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五	同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五
同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一	同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地	同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地
同	中田 安雄	同 熊谷市久保島千六百五十八番地二	同	中田 安雄	同 熊谷市久保島千六百五十八番地二
同	田口 英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地	同	田口 英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地
同	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地	同	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地
同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地	同	久保田 修司	同 万吉二千二百二十七番地
同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五	同	水野 明	同 御正新田千百三十七番地五
同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一	同	塩原 武夫	同 上奈良六百七十九番地一
同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地	同	富田 彰男	同 小島三百七十六番地
同	中田 安雄	同 熊谷市久保島千六百五十八番地二	同	中田 安雄	同 熊谷市久保島千六百五十八番地二
同	田口 英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地	同	田口 英樹	同 行田市大字持田五千八百四十六番地
同	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地	同	夏目 亮一	埼玉県熊谷市池上四百八十二番地